

松江市告示第 66 号

松江市指定金融機関、松江市指定代理金融機関及び松江市収納代理金融機関の指定について
(平成 17 年松江市告示第 8 号)の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
3 収納代理金融機関					3 収納代理金融機関				
金融機関 名	取りま とめ店	所在地	取扱いさせる店 舗(局)の範囲	取扱 事務	金融機関 名	取りま とめ店	所在地	取扱いさせる店 舗(局)の範囲	取扱 事務
略					略				
株式会社 みずほ銀行	松江支 店	松江市朝 日町 477 番地 17	本店、支店及び出 張所	〃	株式会社 みずほ銀行	松江支 店	松江市天 神町 1 番 地	本店、支店及び出 張所	〃
略					略				

附 則

この告示は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。